

高第368号
平成26年6月19日

各 岐阜県指定居宅介護支援事業所の開設者 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

介護支援専門員の資格の管理について（通知）

日頃より本県の介護保険行政の推進に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

さて、全国の都道府県において、介護支援専門員証の交付を受けていないもの（※介護支援専門員証の有効期間満了日が経過し更新を行っていないものを含む。）が介護支援専門員として業務を行ったことによる登録削除（※介護保険法第69条の39第3項第3号に該当）が発生しております。このことは、事業所においても基準違反に該当し、介護報酬の返還等が生じる場合もあります。

つきましては、介護支援専門員のみならず開設者の皆様方におかれましても従業員の資格の管理について徹底して下さるようお願いいたします。

また、更新研修の受講時期や受講後に資格の更新を行っているかを介護支援専門員証の原本で確認していただき、有効期間満了日が経過した者が介護支援専門員の業務に従事することのないように資格の管理の徹底に努めてください。

<参考> 介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）

（登録の削除）

第69条の39 略

2 略

3 第69条の2第1項の登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録をしている都道府県知事は、当該登録を削除しなければならない。

一 第69条の2第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するに至った場合

二 不正の手段により第69条の2第1項の登録を受けた場合

三 介護支援専門員として業務を行った場合

岐阜県健康福祉部高齢福祉課介護事業者係			
係長	篠田	担当	近藤
電話番号	058-272-1111（内線2601）		
FAX番号	058-278-2639		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		